

安全データシート

整理番号【291-9】

制定日 2005/08/10

改訂日 2026/03/31

1. 化学品及び会社情報

化学品

化学品の名称 メンテナンスクリーナー

供給者情報

会社 サラヤ株式会社

住所 大阪府大阪市東住吉区湯里2-2-8

担当部門 営業本部

電話番号 06-6797-2525

緊急時連絡番号 06-6705-1013

推奨用途及び使用上の制限:

推奨用途: 換気扇、レンジ周りなどの汚れの除去。業務用。

使用上の制限: 推奨用途以外の用途に使用しない。

2. 危険有害性の要約

化学品のGHS分類: 分類できない。

3. 組成及び成分情報

単一製品・混合物の区別: 混合物

成分:

陰イオン界面活性剤(アルカンスルホン酸ナトリウム)、非イオン界面活性剤、
溶剤、リモネン

4. 応急処置

皮膚に付着した場合:

直ちに大量の水で十分に洗い流す。

眼に入った場合:

(コンタクトレンズは外し)直ちに流水で15分以上洗い流す。

その後、速やかに医師の診断を受ける。

飲み込んだ場合:

直ちに多量の水を飲ませる。無理に吐かせないで、速やかに医師の診断を受ける。

5.火災時の措置

適切な消火剤:

粉末、炭酸ガスなど。

使ってはならない消火剤:

情報なし

特有の消火方法:

通常は燃焼しないが、万一、周辺の状況により燃焼した場合は、上記の消火剤による。

6.漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置:

作業時には、保護眼鏡、保護手袋等を着用し、接触を避けること。

環境に対する注意事項:

原液の環境への放出は避けること。

封じ込め及び浄化の方法及び機材:

少量の場合は、布切れ等で拭き取り、大量の場合は、蓋付空容器へ回収する。

7.取り扱い及び保管上の注意

取り扱い:

技術的対策:

『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。

安全取扱注意事項:

- ①用途以外に使用しない。
- ②荒れ性の方や長時間使用する時は、炊事用手袋を使用する。
- ③使用後は手をよく水で洗い、クリーム等で肌の手入れをする。
- ④目より高いところは、スポンジや布などにつけて拭く。

接触回避:

情報なし

保管

安全な保管条件:

極端に高温または低温の場所、直射日光の当たる場所には保管しない。

小児や認知症の方の手の届くところに置かない。

倒れたり、こぼれたりすることのないような場所に保管する。

安全な容器包装材料:

専用のプラスチック容器を使用する。

8.ばく露防止措置及び保護措置

許容濃度等:設定されていない。
設備対策:情報なし
保護具:必要に応じて保護手袋を着用する。

9.物理的及び化学的性質

物理状態:液体
色:淡黄色、透明
臭い:芳香臭
沸点又は初留点及び沸騰範囲:情報なし
可燃性:情報なし
爆発下限界及び爆発上限界/可燃限界:情報なし
引火点:情報なし
自然発火点:情報なし
分解温度:情報なし
pH:6~8
動粘性率:情報なし
蒸気圧:情報なし
密度及び/又は相対密度:1.00(20℃)
相対ガス密度:情報なし
粒子特性:情報なし

10.安定性及び反応性

反応性:常温においては安定である。
化学的安定性:常温においては安定である。
危険有害性反応可能性:情報なし
避けるべき条件:情報なし
混蝕危険物質:情報なし
危険有害な分解生成物:情報なし

11.有害性情報

急性毒性:分類できない

皮膚腐食性/刺激性:分類できない
眼に対する重篤な損傷/刺激性:分類できない
呼吸器感作性又は皮膚感作性:分類できない
生殖細胞変異原性:分類できない
発がん性:分類できない
生殖毒性:分類できない
特定標的臓器毒性(単回ばく露):分類できない
特定標的臓器毒性(反復ばく露):分類できない
誤えん有害性:分類できない

12.環境影響情報

生態毒性:情報なし
残留性・分解性:情報なし
生態蓄積性:情報なし
土壌中の移動性:情報なし
オゾン層への有害性:情報なし

ノニルフェノール系非イオン界面活性剤を含め、環境庁が内分泌攪乱物質(いわゆる環境ホルモン)と位置付けした 指定物質は一切配合していない。

13.廃棄上の注意

化学品, 汚染容器および包装の安全で, かつ, 環境上望ましい廃棄, またはリサイクルに関する情報
「7. 取り扱い及び保管上の注意」の項を参照のこと
残余廃棄物:大量の水で希釈し処理するか、少量ずつ焼却処理する。
あるいは、廃棄物業者に処理を依頼する。
使用済容器:管轄自治体のルールに従い、処理する。

14.輸送上の注意

「7. 取り扱い及び保管上の注意」の項を参照のこと
国際規制
国連分類:情報なし
国連番号:情報なし
運搬する場合には、飛散、漏洩、流出、又は浸出を防ぐのに必要な措置を講じなければならない。

15.適用法令

労働安全衛生法(安衛法):

名称等を表示すべき危険物及び有害物 法第57条、施行令第18条

名称等を通知すべき危険物及び有害物 法第57条の2、施行令第18条の2

・d-リモネン 3.0% (2025年4月1日以降)

・1-ブトキシ-2-プロパノール 3.0% (2026年4月1日以降)

皮膚等障害化学物質等 規則第594条の2

・d-リモネン 3.0%

化学物質管理促進法(PRTR法):該当しない

毒物及び劇物取締法:該当しない

16.その他の情報

- ・本SDSはJIS Z 7253:2019に準拠しています。
 - ・この情報は新しい知見及び試験等により改正されることがあります。
 - ・記載内容は現時点で入手できた資料や情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確さ、完全性を保証するものではありません。
 - ・注意事項は通常の取り扱いを対象としたものですが、特別な取り扱いをする場合には、新たに用途・用法に適した安全対策を講じた上で実施願います。
 - ・すべての化学品には未知の有害性があり得るため、取り扱いには細心の注意が必要です。ご使用者各位の責任において、安全な使用条件を設定くださるようお願い申し上げます。
-